

技術評価事業 運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人災害科学研究所（以下「当法人」という。）が実施する技術評価事業について、その運用方法を定めるものである。

(事業対象者)

第2条 本事業の対象者は、市民団体、民間企業、公共団体に所属する者とする。

(事業内容)

第3条 当法人が行政機関と民間機関の間に立ち、当事者が抱える技術的、専門的課題について、第三者的立場から公平公正な解決あるいは評価を行うことによって、社会生活基盤の向上を円滑に推進する。

(受付方法)

第4条 相談受付要項をホームページに常時掲載し、社会生活基盤を快適かつ円滑に営むうえで支障となる個別の技術的課題に関する相談を受け付ける。

(相談料)

第5条 相談料は原則無料とする。但し、技術評価にあたって、別途調査あるいは検討が必要な場合は、「調査・研究運用規程第2条(3)連携研究」に則した契約を行う。

(相談対応)

第6条 個別の相談は、理事長が委嘱する運営委員会にて対応する。運営委員会は、所属研究員の中から当該相談内容に専門的な対応が可能な者を相談員として選任する。

2 相談員は、原則としてホームページ上で技術的な対応を行うが、必要に応じて面談による対応を行う。対応に要する時間は通算 3 時間以内を目処とするが、これを大幅に超える場合は、相談者と協議のうえ前条但し書きに準じた契約に切り替える。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般財団法人災害科学研究所の移行登記日から施行する。